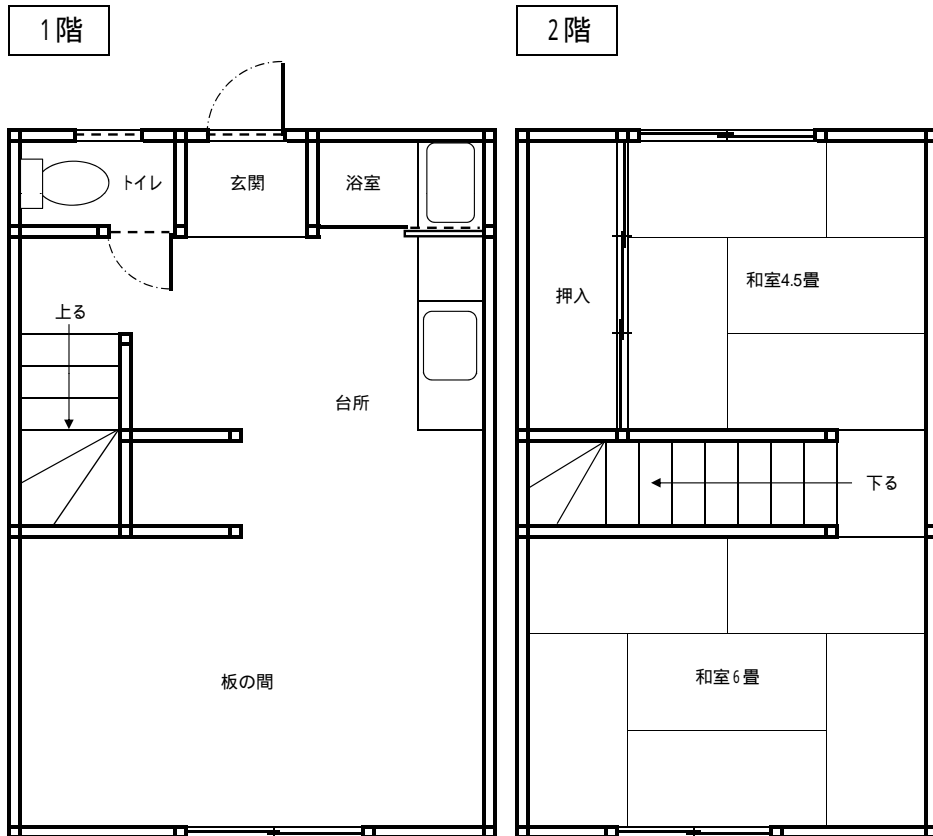


橘地区 栄住宅 Q7号 間取り図

周防大島町大字東安下庄776番地14 昭和50年度建築 52.60㎡



(注)

1. 給湯器は入居者の負担で設置してください。浴槽は前の入居者が置いていったものです。
2. トイレは水洗です。
3. 網戸は入居者が設置してください。既にある場合は前の入居者が置いて行ったものです。修繕してお使いください。
4. テレビアンテナ及び配線は、入居者で行ってください。
5. 退去時には、入居者の負担で畳の表替え・襖の張替えをしていただきます。
また、入居者が住宅を改造している場合は、元に戻していただきます。